

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金緊急負担軽減事業	①物価高騰による生活経費・事業経費の負担軽減を図るため、水道料金を減免 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金基本使用料全額の減免、料金システム減額対応業務委託料に係る費用に充当 ③5～11月検針分の基本料金平均1,885円×13,800件×7月÷182,000千円、システム改修費及び検針チラシ配布委託料700千円 ④官公庁等の公的機関を除く全ての市営水道使用者(約13,800件)	R8.4	R9.3
2	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	国内海外販路開拓緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けた中小企業等が販路を開拓し生産性を向上するために必要な経費を補助する ②③販路開拓事業取組業者へ補助金(補助率2/3) 12事業:5,000千円(1事業あたり補助額 平均416,666円) ④販路開拓事業取組業者への補助	R8.4	R9.3
3	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	小千谷産品開発緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けた中小企業等が小千谷産商品の開発や改良をすることで、生産性を向上するために必要な経費を補助する ②③開発改良事業取組業者へ補助金(補助率2/3) 10事業:3,000千円(1事業あたり補助額 平均300,000円) ④開発改良事業取組業者への補助	R8.4	R9.3
4	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	電子商取引緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けた中小企業等が電子商取引の導入、拡大をすることで、生産性を向上するために必要な経費を補助する ②③電子商取引導入、拡大業者へ補助金(補助率3/4) 5事業:1,000千円(1事業あたり補助額 平均200,000円) ④電子商取引導入、拡大業者への補助	R8.4	R9.3
5	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	住宅リフォーム緊急支援事業	①物価高騰で増加している家庭におけるエネルギー費用分を軽減するための省エネ対策につながる住宅設備リフォーム費用を支援し、光熱水費の負担軽減を促進する。 ②住宅エコリフォーム補助 ③補助金20,000千円:市内施行業者が行う500千円以上の省エネ・エコ住宅設備工事、1件100千円×200件。その他財源は一般財源。 ④自己所有の住宅に居住している光熱水費等物価高騰に困窮する市民	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費物価高騰負担軽減事業	①物価高騰等に直面する保護者の負担軽減を図り、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食の提供を目指す ②原材料価格高騰分の食材購入費(教職員は除く) なお、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点交付金を充当する ③市内小学校8校、中学校5校、総合支援学校1校 児童1,320人分:国県負担額の対象単価超かつ物価高騰分の給食費用24,609,000円(1人あたり平均約18,644円) 生徒780人分:物価高騰分の給食費用15,600,000円(1人あたり平均20,000円) ④小学校、中学校、総合支援学校の物価高騰に困窮する保護者	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	スマート農業技術導入緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けた農業者が生産コスト低減を目的とした、ICT等先進技術を活用した機器・設備を導入するための経費を補助する。 ②ドローンやリモートセンシングシステム等の導入経費への補助 ③補助上限額25万円(購入費用の50%以内)×10経営体 ④物価高騰に困窮する認定農業者、認定新規就農者、農業生産法人、営農組織	R8.4	R9.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	認証米制度取組拡大緊急支援事業	①コメ価格の高止まりなど、物価高騰の影響を受けたブランド認証米の普及促進に係る経費を補助する。 ②ブランド認証米を栽培する農業者等で組織する団体への補助 ③2,000千円×10/10=2,000千円 ④ブランド認証米を栽培する農業者等で組織する団体	R8.4	R9.3
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育園等給食費物価高騰負担軽減事業	①物価高騰に直面する教育・保育施設に通園する児童の保護者に対して、子育て世帯の負担となっている給食費の一部を補助(減免、補助金の交付)し、保護者の負担軽減を図る。なお、保育士及び保育教諭等の教職員分は対象外とする。 ②③ ・公立保育園3歳以上児分／保護者から収納する給食費の減免3,363,000円(対象園児数285人×5,900円/月×2ヶ月分) ・私立認定こども園3歳以上児分／給食費相当額を園へ補助2,655,000円(対象園児数225人×5,900円/月×2ヶ月分) ・公立保育園及び私立認定こども園の3歳未満児分／給食費相当額を保護者へ補助3,422,000円(対象園児数290人×5,900円/月×2ヶ月分) ④教育・保育施設等に通園する児童の物価高騰に困窮する保護者	R8.9	R9.3
10	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理者支援事業(光熱水費高騰支援)	①物価高騰に直面し、施設運営の維持が危惧される指定管理施設について、エネルギー価格高騰分の一部を支援することで施設の安定的運営を図り、市民サービスの提供を維持するとともに、施設利用料の値上げ等による利用者(市民)への負担転嫁を抑制するもの。 ②委託料(指定管理委託料) ③R3と比較した際の光熱水費の価格高騰分相当額 対象施設分計1,200万円 ④指定管理施設14施設(市民サービス提供の維持、施設利用料等の据え置きにより、実質的に市民を支援するもの)	R8.4	R9.3
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	スクールバス運行委託料緊急支援事業	①エネルギー価格の高騰に直面しているスクールバスの運行について、高騰分に相当する委託料の一部を支援することで、これまで通りの通学路の安全確保及び校外学習の継続を図る。 ②スクールバス運行委託料 ③3,900,000円(令和7年度と令和8年度を比較した際の増額分) ④スクールバス運行契約業者	R8.4	R9.3